



1. 今後の本庁舎の機能の在り方について

本庁舎(台東区役所)は、昭和48年に現在の場所に施工された。令和2年度予算では、本庁舎については、エレベーター改修だけだが、現在の本庁舎は、手狭になっており、本来1箇所にあった方がいいと思われる産業振興事業団や社会福祉事業団が別場所になっている。また本庁舎がある東上野4丁目、5丁目についても地区計画を策定しその実現に向けて新たな動きが進められており、さらに旧竜泉中学校に特別養護老人ホームができるとのことで、大きなタネ地となる場所が1つ減ってしまった。豊島区のようにマンション一体型新庁舎を成功した事例もあり、そろそろプロジェクトチームを立ち上げ、創意と知恵を集結し、次世代にわたる長期的な視野をもとに、区民の皆様へ新たな負担をかけず、未来を見越した利用しやすい本庁舎の検討に入るべきかと思うが区長の所見をお伺いする。



区長所見

今後、施設の老朽度や狭あいであることによる区民サービスの低下などの諸課題とともに、現在、本地区で進めている、まちづくりの状況や費用面など、様々な観点を踏まえ、改築も含めた本庁舎のあり方について引き続き検討していきます。



3. 総合健康診査の受診率向上について

台東区における総合健康診査の過去5年の受診率はほぼ横ばいとなっている。区民の健康管理だけでなく、医療費の増大を抑止するためにも、他自治体で行っているAIやSMS(ショートメッセージサービス)を活用した受診勧奨や、目標を達成した町会もしくは町会連合会を表彰するなどの取り組みを行い受診率の向上をい目指すべきだと考えるが区長の所見を伺う。

区長所見

台東区では、未受診者への勧奨に努めるとともに、健康推進委員の協力を得ながら、健康診査を受診する重要性について普及啓発をしてきました。他自治体の取り組み事例も参考にしながら受診率向上に向けた取り組みをすすめていきます。

所属委員会

- 現在 交通対策・地区整備特別委員会 委員長  
保健福祉委員会  
子育て・若者支援特別委員会
- 前回 企画総務委員会 副委員長  
交通対策・地区整備特別委員会  
台東区土地開発公社評議員会



2. WEB口座振替受付サービスの活用について

現在、台東区の口座振替については、区民税などの納税関連や、国民健康保険、幼稚園などの保育料、生活保護の返還金や臨時福祉給付金、後期高齢者医療保険料などにおいて幅広く利用されている。ただし、「口座振替依頼書」に記入漏れや誤記載、届け出印の相違等があった場合には、訂正箇所についての説明を利用希望者に行った後に、郵送でのやり取りが発生することから、更に、経費や確認作業等の時間を要している。また、利用希望者の中には、再提出をせずに終わってしまう方もいる中、他区ではWEBから、口座登録に係る一連の手続きをすることが可能となるシステムを導入している。WEB口座振替受付サービスを導入することで、区民の皆様にとっては、利便性の向上が図られ、区にとっては、煩雑で膨大な事務作業の軽減とともに、口座振替件数や収納率の向上に繋がることになると考えますが、区長の所見をお伺いする。

区長所見

業務の効率化による金融機関と行政の負担軽減や、口座振替の促進による納付率の向上などのメリットがあると認識をしています。今後、本サービスを活用できる事例や、費用対効果等を精査し、他自治体の状況を踏まえ、導入について検討してまいります。

あおしかくにおのプロフィール

- ◆1968年8月15日生 申年  
萬隆寺幼稚園卒業  
台東区立金竜小学校卒業  
台東区立台東中学校卒業  
東海大学付属高輪台高等学校卒業  
東海大学工学部経営工学科卒業  
株式会社 丸井 入社  
2015年5月より台東区議会議員  
無所属 会派：つなぐプロジェクト(政調会長)
- ◆過去の経歴など  
台東区立金竜小学校PTA 会長  
台東区立金竜幼稚園顧問  
浅草芝崎町西町会青年部部長  
西部16ヶ町連合会副会長

現場に足を運び肌を感じたニーズに応えます!

あおしかくにお

活動報告レポート vol. 10

会派：つなぐプロジェクト



発行 つなぐプロジェクト 青鹿公男  
東京都台東区東上野4-5-6  
台東区役所7階

令和2年第1回定例会予算特別委員会が開催されました。

令和2年度の一般会計予算が決まりました。



令和2年度の一般会計予算は、1037で億円で  
前年より42億円・4.2%増となり、  
前年に続き区政史上最大の予算となりました。

会派要望、私の要望が予算に多数反映されました。

- 小・中学校 ICT教育の推進(3学級に1学級分のタブレット型パソコンを整備)
- リバーサイドスポーツセンター屋外施設整備  
・日差し、エレベーターなどの設置にむけた調査
- 公衆喫煙所の整備
- 公立幼稚園の週1回の配食開始
- 体験型英語学習施設での校外学習(TGGでのミニ留学)  
※東京都教育委員会が提供する新しいタイプの体験型英語学習施設
- 災害対策に関わる充実  
・防災士資格取得支援助成制度  
・避難所等への充電用蓄電池の配備
- 多胎児家庭支援

◎10,000円の使われ方(令和2年度一般会計当初予算額を1万円に換算して目的別に表したものです。)

( )は前年数値			主な事業
民生費	3,485円(3,603円)	高齢者や児童、障害のある方、生活に困っている方への給付にかかる費用	生活保護 障害福祉サービス 多胎児家庭支援/産前産後支援ヘルパー
教育費	2,286円(2,317円)	学校・保育園の整備・運営、生涯学習の振興にかかる費用	放課後子供教室運営 小・中学校 ICT教育の推進 障害者スポーツ普及促進
総務費	1,341円(1,098円)	災害対策、区民館等の運営にかかる費用	水・食料・生活必需品の備蓄 浅草公会堂大規模改修 聖火リレー
衛生費	866円(873円)	健康づくり、環境の保全、清掃事業にかかる費用	喫煙等マナー向上の推進/公衆喫煙所の整備 産前産後支援ヘルパー 花の心プロジェクト
土木費	654円(713円)	まちづくりの推進、道路・公園の整備にかかる費用	上野地区・谷中地区・まちづくり推進 北部地区・浅草地区まちづくり推進
産業経済費	341円(334円)	地域産業の振興、消費者保護にかかる費用	海外プロモーション推進 (仮称)江戸たいとうショップ (仮称)2020台東区コレクション展
文化観光費	166円(155円)	文化・観光事業の振興にかかる費用	墨田区との連携推進
その他	861円(906円)	区議会の運営、特別会計への繰出金、特別区債の償還にかかる費用	区議会の運営、特別会計への繰出金、特別区債の償還にかかる費用



台東区の取り組みについて

1. 整備方針

- ① 不特定多数が利用する駅出入口至近及び通学路に面した道路上の喫煙スポットについては「移設」又は「廃止」とします。
- ② 喫煙者が多い場所などに、非喫煙者にも配慮した公衆喫煙所を整備します。

2. 廃止する喫煙スポット(8箇所)

- 中央通りNTTドコモ前
- 吾妻橋袂
- 浅草文化観光センター前
- 都営地下鉄浅草橋駅出入口脇(2か所)
- JR鶯谷駅南口陸橋脇
- 入谷交差点付近トール前
- JR上野駅入谷電話BOX横

3. 新たに設置もしくは、指定する公衆喫煙所(9箇所)

	設置場所	開設時期(予定)
新規設置	御徒町公園	令和2年4月
	浅草橋公園	令和2年4月
	鶯谷公園	令和2年4月
	隅田公園	令和2年4月
	本庁舎	令和元年12月
新規指定	上野中央通り地下駐車場	令和元年7月～
	台東リバーサイドスポーツセンター体育館	令和元年4月～
	清川清掃車庫	令和元年4月～
	金竜公園	令和元年9月～

4. 既存の喫煙スポットを利用する公衆喫煙所(14箇所)

- 上野公園前交番裏
- 中央通りNTTドコモ前
- 吾妻橋袂
- 浅草文化観光センター前
- 蔵前一丁目交差点付近
- 都営地下鉄浅草橋出入口脇
- JR上野駅(広小路口)ペDESTリアンデッキ上
- JR鶯谷駅南口陸橋脇
- JR上野駅(浅草口)ペDESTリアンデッキ上
- 入谷交差点トール前
- JR上野駅入谷電話BOX横
- 浅草寺境内
- 東京メトロ仲御徒町駅A8出口北
- 上野公園内清水観音堂南
- 広徳公園
- 池之端二丁目公衆トイレ横

健康増進法と東京都受動喫煙防止条例

- 健康増進法(2018年7月改正)
  - ▶2人以上の方が利用する施設等の原則屋内禁煙をルール化
  - ▶施設等の類型により設置可能な禁煙室を定義
  - ▶施設の管理権限者等が講ずべき措置を規定
- 東京都受動喫煙防止条例(2018年6月制定)
  - ▶健康影響を受けやすい20歳未満の子供を守る観点から、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校等の屋外喫煙場所の設置を禁止
  - ▶受動喫煙を防ぎにくい立場である従業員を守る観点から、従業員がいる飲食店では原則屋内禁煙
- 2020年4月1日から、法・条例の全面施行に伴い、全ての施設において、**原則屋内禁煙**です。基準を守った喫煙室以外では、**屋内での喫煙はできません。**
  - ※違反した場合、法・条例により過料等の対象となる場合があります。
  - ※屋外での喫煙ルールは、区市町村が独自に定めている場合があります。詳細は、台東区役所の環境課までお問合せください。



喫煙専用室の設置などに関する補助金・助成金について

- <東京都による補助事業(平成31年度)>
- (1) 補助対象 : 東京都内の中小飲食店及び宿泊施設
  - (2) 補助率 : ①客席面積100㎡以下の中小飲食店 10分の9  
②①以外の中小飲食店及び宿泊施設 5分の4
  - (3) 補助上限額 : 400万円
- ※経営上の相談やアドバイスを受けたい中小飲食店・宿泊施設を対象に、中小企業診断士などの専門家を派遣します。  
～上記についてのご相談は、受動喫煙防止対策相談窓口(0570-069690)までご連絡ください。～
- <国による助成事業(受動喫煙防止対策助成金)>
- (1) 補助対象 : 一定の要件を満たした中小企業事業主
  - (2) 補助率 : ①飲食店を営んでいる事業場 3分の2  
②①以外の小売業、サービス業、卸売業、その他の業種 2分の1
  - (3) 補助上限額 : 100万円
- ※対象となる事業主の要件や助成対象となる措置などは、厚生労働省ホームページをご参照ください。  
※ご不明な点は、事業場のある都道府県労働局にご相談ください。

つぎの症状がある方は、「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

- 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方(解熱剤を飲み続けなければならない方も含まれます)
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方

※なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

- 高齢者
- 糖尿病・心不全・呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
- 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- 妊婦

センターでのご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

※次のいずれかに該当する方は、下記「帰国者・接触者電話相談センター」に必ずご相談ください。

- (ア) 発熱(37.5度以上)または呼吸器症状(軽症を含む)があり、新型コロナウイルス感染症であることが確定した患者との濃厚接触歴がある方
- (イ) 発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状があり、発症から2週間以内に新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域※への渡航歴がある方
- (ウ) 発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状があり、発症から2週間以内に新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域※への渡航歴がある人との濃厚接触歴がある方

※「新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」とは3月10日現在、下記の地域とされています。

- 中華人民共和国 : 湖北省・浙江省
- 大韓民国 : 大邱広域市・慶尚北道清道郡・慶山市・安東市・永川市・漆谷郡・義城郡・星州郡・軍威郡
- イラン・イスラム共和国 : コム州・テヘラン州・ギーラーン州・アルボルズ州・イスファハン州・ガズヴィーン州・ゴレスタン州・セムナーン州・マーザンダラン州・マルキャズィ州・ロレスタン州
- イタリア共和国 : ヴェネト州・エミリア=ロマーニャ州・ピエモンテ州・マルケ州・ロンバルディア州
- サンマリノ共和国

帰国者・接触者電話相談センター

- 台東区 帰国者・接触者相談センター  
電話 03-3847-9402 時間 平日9時から17時
- 東京都 新型コロナ受診相談窓口(帰国者・接触者電話相談センター)  
電話 03-5320-4592  
時間 平日:17時から翌日9時、土日祝日:終日

家庭内の消毒をおこないましょう

手指がよく振れるものの表面の消毒には、**0.05%次亜塩素酸ナトリウム液が有効です!**  
(塩素系漂白剤の成分)



●手指がよく振れるものの一例

ドアノブ、取っ手、照明のスイッチ、テーブル、イス、パソコンのキーボード、リモコン、電話機、水道の蛇口、冷蔵庫のどひら、便器のふた、便座

●0.05%次亜塩素酸ナトリウム液の作り方

一般的な家庭用の塩素系漂白剤は、塩素濃度が約5%なので100倍に薄めて作ります。塩素系漂白剤が素手につかないようにビニール手袋を着用しましょう。

- ①500mlのペットボトルに水を入れる
- ②ペットボトルのキャップに塩素系漂白剤を入れる
- ③洗面器やボールなどに①と②を合わせてよく混ぜる

●消毒の方法

キッチンペーパー等に十分液を含ませて、手指が触れる部分をよく拭き取りましょう。5～10分後に水拭きしましょう。

台東区保健所より

台東区新型コロナウイルス感染症対策特別資金融資あっせんのご案内

受付期間 3月2日(月)～5月29日(金)

■融資条件

融資限度	500万円
貸付期間	5年以内(うち据置期間は6か月以内で設定可)
資金使途	運転資金
貸付金利	1.9%以内(利子補助1.5%以内、本人負担0.4%)固定金利
信用保証料	全額補助 原則として東京信用保証協会の信用保証を要します

■受付時間

令和2年3月2日(月曜日)～令和2年5月29日(金曜日)  
受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで  
※金融機関営業担当者の代行申請受付時間は、午前9時から正午、午後1時から午後4時まで

■受付・お問い合わせ

台東区 産業振興課 融資担当  
台東区小島2-9-18 中小企業振興センター1階  
☎ 5829-4128 FAX 5829-4127